

## 南幌町小中学校における区域外通学に関する許可要件

### ○区域外通学

南幌町外の市町村に居住する児童生徒に対して、南幌町立小中学校への通学を認める制度。

### ○許可の要件

理 由	事 由	対象者	期 間
1 学期途中の転出	学期途中の転出	全学年	当該学期終了まで
2 最終学年	小学校第6学年及び中学校第3学年中の転出	小学校 6年生 中学校 3年生	卒業時まで
3 住宅の建替購入等	(1) 住所変更前でも住宅の建築・購入等により転居することが確かに、無理なく通学できる場合  (2) 住宅金融公庫等を借りるため住民票を移動したが、住宅に入居できるまでの期間これまでの学校に通学することを希望する場合	全学年	住宅に入居するまで
4 家庭環境	家庭の事情により住民票の移動が困難であるが、実際に居住している学区の学校への通学を希望する場合	全学年	当該事由が消滅するまで
5 教育上の配慮	学校において十分な指導が行われているにもかかわらず、いじめ、不登校、健康上の理由により区域外通学が適当であると認められる場合	全学年	当該事由が消滅するまで (学校長の意見書に基づき判断する)
6 その他事情	上記の他、教育委員会が特に区域外就学が適当であると認めた場合	全学年	当該事由が消滅するまで